

令和8年 第3回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和8年3月25日(水) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	—	—
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	令和8年度最適化活動の目標設定(案)について

5. 農業委員会事務局職員

事務局

産業観光課長	小川 英一郎
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主事	杉本 花英
農地調整担当主事	阿久津 実里

案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「ミニ耕運機」を1台、「管理機」を1台所有しており、本人および世帯員2人が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、本人が年間240日、世帯員が合計80日従事と記載されており、許可要件を満たしていると考えます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番 ■■委員)

先ほど事務局、会長、■番■■■委員と現地を確認して参りました。きれいに作付けされており、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。

賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員とのことですので、この件に関しまして、「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第7号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の畑11筆で、面積は合計3,241㎡です。譲受人は東京都品川区にある法人で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「太陽光発電用地」です。権利の種類については、「所有権の移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、主に住宅用太陽光発電システムの施工販売を行う建設及び電気事業者で、事業の一環で地面設置型の太陽光発電システムを有し発電事業を行っています。この度、事業拡大のために太陽光発電に適した土地を探していました。

埼玉県は快晴率及び日照時間が全国1位であり、太陽光エネルギーに恵まれた地域であることや、以前より申請地付近で太陽光発電事業を行い、順調に発電している実績もあることから、当地での申請に至ったとのことでした。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。なお、皆様にお渡しした位置図・案内図は分筆前のものとなりますが、この度分筆が行われましたので、モニター上は分筆後の申請地を示しています。

■■■■■■■■■■の北東側、■■■■■■■■■■の南東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

隣接する農地が10筆ございますが、うち3筆は譲渡人の所有農地であり他の農地についても所有者から同意を得ているため問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。隣地と接している部分については被害防除作としては、太陽光発電パネル用地にはコンクリートブロックとフェンスを設置、通路部分については畔を設置する予定です。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく願います。

(会長)

それでは、ご審議願います。

ります。令和8年度の目標設定についての御説明は以上となります。

(会長)

それでは、この件について御審議願います。

この件に関しまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員とのことですので、この件に関しまして原案とすることといたします。

続きまして、日程第6 報告事項について事務局報告願います。

(事務局)

今回の報告事項について御説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が3月10日となっております。4条届出が1件、5条届出が2件ございましたことをご報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく、専決事項であります。

このことから質疑等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、令和8年第3回農業委員会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

それでは事務局、事務連絡をお願いします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年4月24日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____